

平成29年度

監査結果報告書

定期監査

(商工労働観光部)

(農林水産部)

(農業委員会事務局)

(下水道部)

大分市監査委員



監 査 第 4 2 6 号
平 成 2 9 年 8 月 7 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿
大 分 市 農 業 委 員 会 会 長 佐 藤 泰 副 殿

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 日 出 美

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 和 彦

大 分 市 監 査 委 員 大 石 祥 一

監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
商工労働観光部 商工労政課 創業経営支援課 観光課	平成28年度(平成28年4月1日～平成29年2月28日)に係る事務事業 ただし、補助金等については平成27年度分も対象とした。	平成29年4月14日～ 平成29年7月21日
農林水産部 農政課 生産振興課 林業水産課 公設地方卸売市場		
農業委員会事務局		
下水道部 下水道経営企画課 下水道営業課 下水道建設課 下水道施設課		

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

3 監査の結果

商工労働観光部

商工労政課 創業経営支援課

特に指摘事項はなかった。

観光課

(1) 備品等の管理事務について

- ・ 備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課の長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知を受けたときは、関係帳簿を整理しなければならないとされている。

しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。

農林水産部

農政課 林業水産課 公設地方卸売市場

特に指摘事項はなかった。

生産振興課

(1) 農業集落排水使用料の徴収事務について

- ・ 調定の変更をしていないもの

大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において過誤その他の理由により当該調定の変更又は取消しの必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続をしなければならないとされている。

しかしながら、排水処理施設届出事項変更届に基づき、既に調定された使用料を減額したにもかかわらず、収入調定書により変更の手続をしていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

農業委員会事務局

(1) 各種証明手数料の徴収事務について

ア 手数料の徴収方法が適正でないもの

大分市手数料条例の規定では、手数料は申請のときに徴収することとされている。しかしながら、実地調査を要する証明手数料について、申請のときに徴収せず証明書交付の際に徴収していた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

イ 手数料の額の算定が適正でないもの

大分市手数料条例の規定では、実地調査を要する土地に係る証明手数料について、2筆以上ある場合は筆数に応じて増額することとされている。

しかしながら、実地調査を要した土地が2筆以上ある場合においても、1筆分の手数料のみ徴収していた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

下水道部

下水道経営企画課 下水道営業課 下水道建設課

特に指摘事項はなかった。

下水道施設課

(1) 公有財産の管理事務について（要望事項）

公共下水道における物件を設ける占用の許可については、大分市公共下水道条例に規定されているが、物件を設けない占用の許可については、同条例に規定がないため地方自治法の規定に基づき行政財産の使用許可により行っている。

しかし、公共下水道の管理に関し必要な事項は条例で定めると下水道法に規定されていることから、物件を設けない占用の許可についても大分市公共下水道条例に基づき許可できるよう検討されたい。

(2) 公共下水道占用料等の徴収事務について

ア 公共下水道占用許可事務が適正でないもの

大分市公共下水道条例の規定では、公共下水道の敷地又は排水施設に物件を設けて占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており、その

占用料の算定については敷地又は暗渠に係る占用料と開渠に係る占用料がそれぞれ定められている。

しかしながら、公共下水道の排水施設ではなく法定外公共物の開渠に設けた占用物件について、大分市公共下水道条例に基づき占用の許可を行い、占用料を算定しているものや、敷地又は暗渠に係る占用料及び開渠に係る占用料の区分や種類を誤って算定しているものなど条例の規定によらず占用料を算定しているものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

イ 法定外公共物の占用料減免手続に不備があるもの

大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の規定では、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる」とされている。

しかしながら、法定外公共物の河川等に係る占用料については審査基準等が無く、占用料の減免に当たってはその都度市長決裁が必要であるにもかかわらず、課長専決としていた。

今後、法定外公共物の占用料の減免に当たっては、条例等に従い適正な事務処理をされたい。